

○厚生労働省告示第三百五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>一 (略)</p> <p>(6) (1) (5) (略)</p> <p>フェキソフェナジン（十五歳未満の者に係る用法及び用量が定められているものに限る。）</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) ベポタスチン</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>改正後</p>
<p>一 (略)</p> <p>(1) (5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (新設)</p> <p>(8) (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>改正前</p>